

## 「平均延滞率」及び「上限延滞率」（令和元年度）の公表

令和 3 年 3 月 2 日  
経 済 産 業 省  
商 取 引 監 督 課

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「法」という。）では、「割賦販売法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 64 号）により、「認定包括信用購入あつせん業者」（法第 30 条の 5 の 4 第 3 項）及び「登録少額包括信用購入あつせん業者」（法第 35 条の 2 の 3 第 1 項）を新設いたしました。

これらの事業者は、既存の画一的な与信審査手法である包括支払可能見込額の調査（法第 30 条の 2）によらず、認定又は少額の登録を受けた各社の与信審査手法により与信限度額を算定するため、過剰与信防止の観点から、延滞率を管理することが求められます。これらの事業者が当該管理のために使用する指標として、平均延滞率及び上限延滞率を公表します。なお、平均延滞率及び上限延滞率は、割賦販売法において許容される与信審査手法により発行されたクレジットカード等の延滞情報を基に算定しております。

※平均延滞率及び上限延滞率の定義及び算出方法は別紙を、延滞率の管理に関する事項の詳細は「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成 21・09・08 商第 4 号）をご参照ください。

令和元年度の平均延滞率及び上限延滞率は、以下の通り。

平均延滞率：2.60%

上限延滞率：6.48%

## 延滞率について

## 1. 「延滞率」の定義

## (1) 延滞率の定義

○延滞率：Bに対するAの割合。

A：Bのうち、Bに定める時点で延滞（施行規則第118条第2項第1号ロに規定する「支払の遅延」をいう。以下同じ。）している包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等の契約件数

B：一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等（当該時点において5年を超えて延滞が継続する包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等を除く。）の契約件数

## (2) 平均延滞率及び上限延滞率算出の利用データ

○平均延滞率及び上限延滞率は、割賦販売法施行規則第62条第1項第3号及び第68条の13第1項第3号に基づき、株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法第35条の3の36第1項に基づく指定信用情報機関）が保有するクレジットカード契約に関する情報により算出。

## 2. 平均延滞率及び上限延滞率の定義

平均延滞率	包括信用購入あっせん業者全体のカード等の総契約件数に基づいて算出した延滞率の過去3年分 <sup>※1</sup> の平均値。
上限延滞率	包括信用購入あっせん業者全体から過去延滞率の高い5%の包括信用購入あっせん業者を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞率のうち、最も高い過去延滞率の過去3年分 <sup>※2</sup> の平均値。

※1、※2：過去3年の3月時点の延滞率を平均した値。

○詳細は「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という）参照。審査基準等、認定包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者に関する資料は、経済産業省ホームページ（以下URL）において公表。

URL：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/11kappuhanbaihou.html>